

小売業部会会員各位

製造業部会会員が行う価格表示が総額表示に移行する件について

令和2年9月30日

家電公取協 事務局

1 表示カルテルを実施した経緯

平成25年10月1日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)」が施行され、消費税法の特別措置として、一定の条件のもと、一般消費者に対する取引価格を税抜価格で表示することが認められました。また、併せて、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル及び表示カルテル)」等に関する特別措置も講じられました。

これらの特別措置を踏まえ、当協議会の製造業部会(当時24社)では、その製造・販売する商品等に関する価格表示について、下記の内容で「税抜価格」表示を実施することとし、同部会の共同行為(表示カルテル)として、同年12月、公正取引委員会に届け出ました。

◎共同行為(表示カルテル)の内容

共同行為に参加する会員が行う以下の表示は、いずれも「税抜価格」で表示する。

- | |
|---|
| <p>①製造・販売する商品の希望小売価格の表示</p> <p>②一般消費者に直接販売・提供する商品・役務の価格の表示</p> <p>③取引先との商品の商談時において提示する価格の表示</p> |
|---|

2 製造業部会の今後の対応について

「消費税転嫁対策特別措置法」は、施行期間が令和3年3月31日をもって終了することから、令和3年4月1日以降は消費税法の規定により、事業者は、一般消費者に対する取引価格の総額(税込価格)を表示しなければなりません。また、同時に、製造業部会の消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為も終了することとなります。

そこで、この度、共同行為に参加している会員は各々、令和3年4月1日の「総額表示」への移行に向け、本年10月1日以降、準備を進めていくこととなりました。

3 小売業部会会員への影響について

共同行為に参加するメーカー各社は、10月1日以降順次(各社、各商品バラバラに)、製品カタログ等における「メーカー希望小売価格」「一般消費者向けに販売される部品(コードレス機器の取り換え用充電電池等)の価格」「消耗品(掃除機の純正紙パック等)の価格」などの表示を、税抜から税込に切り替えていくこととなり、当分の間は、メーカーが表示する価格として税抜価格と税込価格が混在することとなりますので、注意が必要です。

例えば、税込表示を行っている小売事業者であれば、メーカー希望小売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う際、これまではカタログ記載の希望小売価格に消費税を加えた額で二重価格表示(税込額と税抜額の併記)にしていますが、今後、カタログの価格表示が税込に切り替わっていることに気付かないまま、希望小売価格に消費税を加えた額を比較対照価格としてしまうと、虚偽又は誇大な比較対照価格の表示(7条違反)となります。

総額表示義務が始まるのは来年の4月1日からですが、会員メーカーが行う価格表示は今年の10月1日から総額表示への切り替えが始まりますので、ご注意願います。

以上